

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、
みどりの食料システム法の**認定制度がスタート**しました！

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

(令和6年1月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

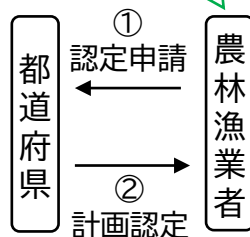
- **みどりの食料システム法**は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で令和4年に制定・施行されました。

- 農林漁業者は、**環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画**を作成し、**都道府県知事の認定**を受けることができます。

✓「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

グループ申請
も可能です！



申請については、まずはお住まいの都道府県庁に御相談ください！

□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を**上乗せして償却**できます。（機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%）

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧
はこちら



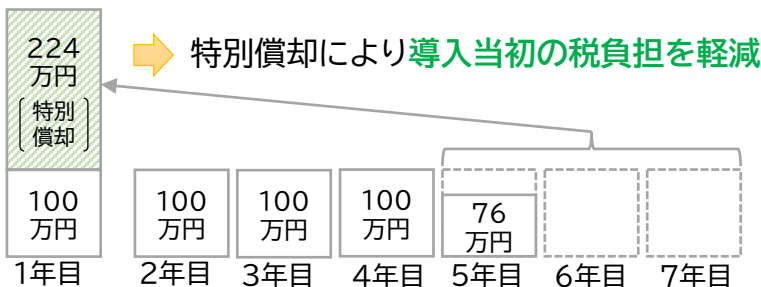
水田用除草機



堆肥散布機

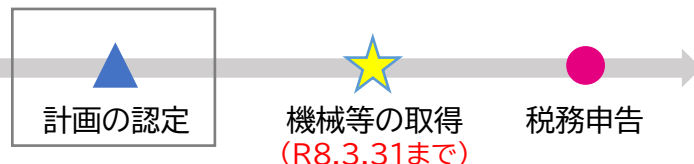
特別償却のイメージ

700万円の機械（耐用年数7年）を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、**国庫補助事業の採択審査のポイントが加算**されます。

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



この他、日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

対象事業はこちら

お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-7186)